

宮城県告示第六百五十五号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第三十四条の規定による収用及び使用の手続開始の申立てがあったので、同法第三十四条の三の規定により、次のとおり告示する。

平成二十六年七月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 収用及び使用の手続が開始される土地等

1 手続が開始される土地

イ 収用の手続が開始される土地 本吉郡南三陸町志津川字平井田及び字立沢並びに歌津字白山及び字皿貝地内

ロ 使用の手続が開始される土地 本吉郡南三陸町志津川字平井田及び字立沢並びに歌津字白山及び字皿貝地内

2 起業者の名称 国土交通大臣

3 事業の種類 一般国道四十五号改築工事（三陸縦貫自動車道・本吉郡南三陸町志津川字小森地内から同町歌津字皿貝地内まで）並びにこれに伴う町道、普通河川及び農業用道路付替工事

二 起業者が収用及び使用の手続を開始しようとする土地を表示する図面の縦覧場所

南三陸町役場（建設課）